



貸付ご利用中の方へ

住宅借入金等特別控除を受けている方へ

住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書を発行します。

用途	発行時期	送付先	貸付けを受けた時期
年末調整用	2026年10月中旬	所属所の共済事務担当	2025年以前
確定申告用	2027年 1月初旬	本人	2026年以降



- (1) **一部繰上償還**をすることにより、償還期間（貸付当初償還月から繰上後の最終償還月までの期間）が **10年未満**（120回未満）になるとき、年末残高等証明書の**発行対象外**となります。
- (2) 住宅借入金等特別控除の対象者が、**10月締切（11月納付）**および**11月締切（12月納付）**の繰上償還を申請すると、年末残高が減少するため、**控除額も減少**します。
- (3) **償還猶予期間**は償還期間に含まれません。償還期間から償還猶予期間を除いた期間が、10年未満となる場合は、住宅借入金等特別控除制度の適用を受けることができなくなります。

※完了報告書を提出されていない場合、証明書の発行はできません。

※令和4年度税制改正に伴い、適用申請書の提出による交付が可能となりましたが、経過措置期間の当面の間は、従前どおり発行対象者に対し年末残高等証明書を発行します。

※特別控除の詳細については、居住地を所管する税務署にお尋ねください。

問合せ先

給付貸付課貸付担当



03-5320-6823